

平成30年度 久留米市文化財専門委員会 議事録要旨

1. 開催日時：平成30年12月7日（金） 13：30～15：10
2. 会 場：えーるピア久留米 207学習室
3. 参加委員：西谷正委員、木下尚子委員、横山邦繼委員、重松敏彦委員、橋川ひろみ委員、森山秀子委員、小林法子委員、大森洋子委員、段上達雄委員、鳥丸貞恵委員、江島政光委員、宮崎伸二委員
4. 事務局：宮原部長、水島課長、久保田、丸林、白木、水原、岡崎、江島、神保、廣木、長谷川
5. 議 事
 - (1) 開会、部長挨拶、会議成立報告
 - (2) 確認：平成29年度文化財専門委員会議事録
 - (3) 議事：久留米市文化財の指定について
※ 配付資料に基づき、事務局から説明した後、部会長から部会の報告
【質疑応答】
なし
 - (4) 報告：平成29年度の事業報告
※ 配付資料に基づき、事務局から説明
【質疑応答】
なし
 - (5) 報告：平成30年度の事業概要
※ 配付資料に基づき、事務局から説明
【質疑応答】
(委 員) 目安町の一里塚の折損は非常に残念。今後、芽を吹き返したとしても衰弱していて危険な状態になる可能性が高い。完全に枯死した場合、天然記念物としての指定解除を懸念している。
(事務局) 現在は安全上の問題はないが、経過観察を行い、回復の見込みがない場合には、委員会の意見を伺いながら指定解除についても考える。ただし史跡の解除は考えていない。

(委 員) 目安町の一里塚は、例えば接木するなどして、現在の榎を育てる方法はないか。
(事務局) 現実的には厳しいが、指定の解除はいつでも可能なので、そうならないよう、当面は経過観察を行っていく。

(委 員) 文化財の管理事業の内容を説明してほしい。
(事務局) 指定を受けている民俗文化財の保護団体に補助金を支出している。また指定文化財の用具修理等については、必要と判断したものについても補助金を支出している。

(委 員) 展示を多くされているが、古文書等の展示環境について知りたい。
(事務局) 六ツ門図書館展示コーナーや久留米シティプラザは、本来が展示施設ではないので原則として紙資料は展示しない。やむを得ない場合、冊子などは調湿材を用いたり、展示期間の制限を設けるなどして対応している。

(委員) 発掘調査の現地説明会ができないようだが、将来の史跡指定などを考えれば、市民への周知を含めて可能な限り行うべき。

(事務局) 民間開発に伴う発掘調査が多く、期間的な制限もあってできなかったが、今後は公共事業など長期間の調査が予定される場合などには行っていきたい。

(委員) 歴史博物館整備検討事業の全体像は。

(事務局) 以前から検討を続けているが、博物館建設の実現には至っていない。市民から寄贈・寄託を受けている9万点以上の資料があり、現在は展示等を通してできる限り資料の公開を行っている。

(6) 報告：次年度以降の諮問予定資料の概要

※ 配付資料に基づき、事務局から説明

【質疑応答】

(委員) 良積遺跡の評価や位置づけはどのようになっているのか。

(事務局) 遺跡の重要性については理解している。甕棺から出土している鏡も類例の少ないものであり、自然科学分析などの調査をしていきたい。

(委員) 調査が進めば、将来的に指定案件として取り上げていただきたい。

(委員) 虫追い祭りは、次の開催はいつか。

(事務局) 平成31年11月の予定。

(委員) 虫追い祭りの実施者はいるのか。実際に祭りが行えるのか。

(事務局) 現在は青年部が行っており、2年前の段階では今後も継続する方向で活動されている。

(委員) 文化財の指定件数で、市の典籍・登録文化財が0件であり、高良大社の総合調査の成果を活かすなど、0を無くすよう積極的に指定をしていって欲しい。

また指定の総数を見ると、国指定32件、県指定43件、市指定104件で県が少ない。田中久重関連資料や隈山古墳の出土遺物などは県指定に値するのではないか。

(事務局) 登録文化財のように、現在は市や県に制度がないものもある。高良大社の資料については国指定も視野に入れて調査を行っている。

県指定文化財の登録については、市指定の文化財の格上げも含めて検討していく。

(委員) 正福寺遺跡の遺物は、佐賀県東名遺跡の遺物(重要文化財)と類似しており、最低でも県指定から考えてもいいのでは。

(事務局) 検討させていただく。

(7) 報告：その他

【質疑応答】

(委員) 文化財保護法の改正により、市町村でも保存活用計画を作ることとなるが、久留米市としての対応は。

(事務局) 法改正の最も大きな変化は、市町村による文化財保存活用地域計画策定が法定計画として位置づけられた点で、特に未指定の文化財も網羅できるようにという指針が盛り込まれたのは大きい。久留米市としても、これを期に文化財保護行政のマスタープランとして地域計画を策定していきたい。

(委員) 歴史文化基本構想や、文化財のマスタープランとなるようなものは策定していないのか。

(事務局) 策定していない。法改正を経て歴史文化基本構想そのものが無くなるが、地域計画は歴史文化基本構想と歴史まちづくり法の地域における歴史的風致の維持及び向上計画を併せたような形になっており、地域計画策定事業の中で、文化財の総合的な把握についても抑えていく。

(委員) 文書の悉皆調査は行っているか。

(事務局) ずいぶん以前に県が調査したものしかない。

(委員) 地域計画の策定に関しても重要だが、災害時の対応でも必要になってくるので、可能であれば実施して欲しい。

(委員) 選定保存技術の内容と対象は。

(事務局) 例えば建造物の檜皮葺きの技術や、久留米緋の藍の生産といったもの。伝統的な重要無形文化財になるような、必要不可欠で国に関わりがあるものが対象で、国が選定する。

(委員A) 藍胎漆器は文化財の保護の対象となるのか。また技術的な記録はあるのか。

(委員B) 藍胎漆器は工芸技術の分野で、無形文化財に位置づけられる。

(事務局) 今のところ、藍胎漆器は県の伝統工芸品として認定されているが、文化財としての指定はない。今後、検討していく必要はある。

(委員B) 伝統工芸師は文化財の概念とは異なるが、市の枠組みの中で文化財として位置づけていく必要はある。その後、県指定を視野に入れるなど、積極的な取り組みも必要。

(委員A) (確認で) 藍胎漆器を指定するならば無形文化財で市指定。次に県指定を目指すという流れか。

(委員B) そのとおり。

6. 閉会挨拶 (事務局 水島)